

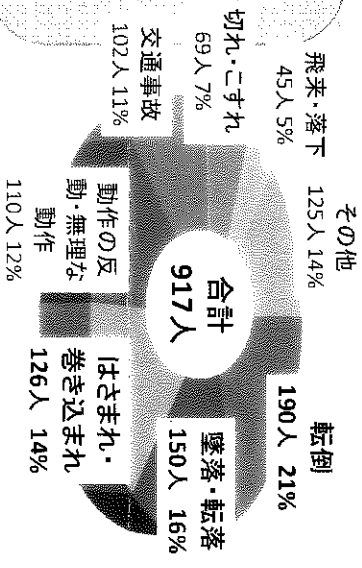
事業主の皆さまへ

**緊急事態!!**

**労働災害が増加しています!**

浜松労働基準監督署

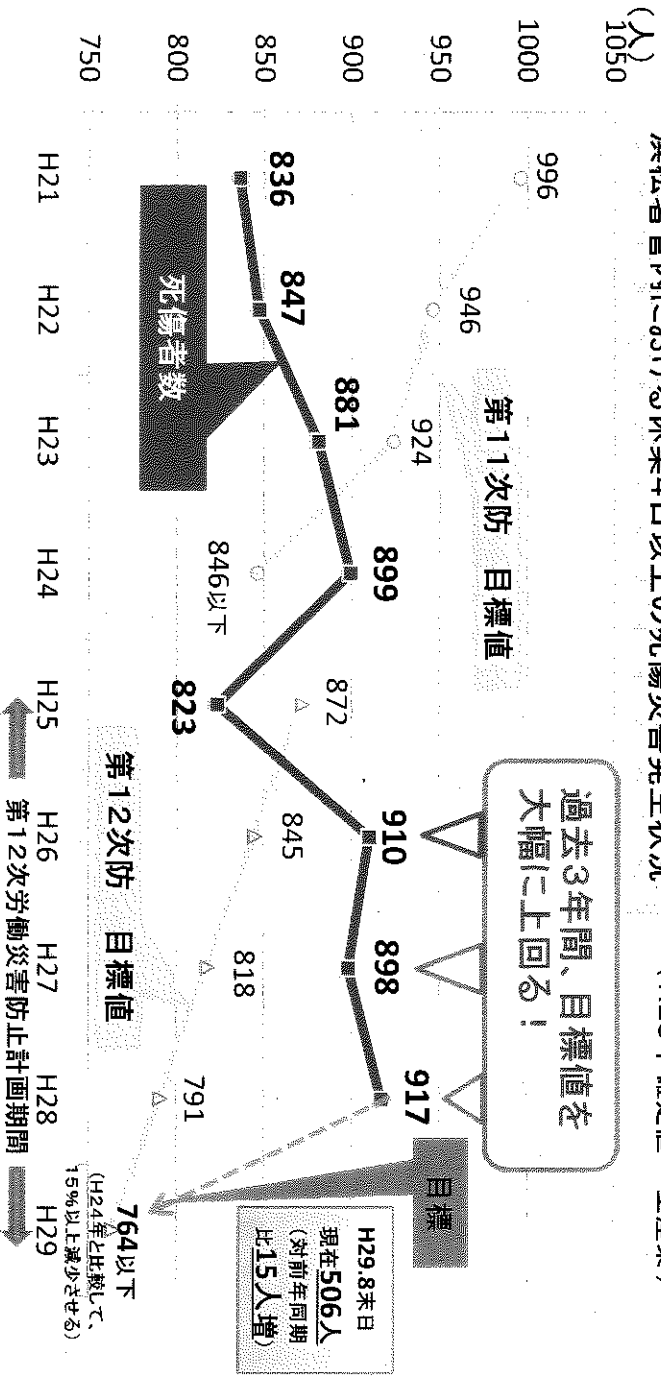
労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計すると、



**転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害**  
で、災害全体の過半数を占めています。

浜松署管内における休業4日以上死傷災害発生状況

事故の型別 内訳 (H28年確定値 全産業)



浜松労働基準監督署管内(浜松市・湖西市)の平成28年の全産業での死傷者数は917人(対前年比19人・2.1%増)、うち死亡者数は7人(対前年比1人・12.5%減)で、第12次労働災害防止計画の当署の平成28年の目標値であった791人を126人も上回る事態となっています。

平成29年は第12次防の5か年計画の最終年度となります。

つきましては、みなさまの事業場において、平成29年の目標値である764人以下の達成に向けて、今一度、安全衛生活動などの総点検(裏面参照)を実施して、より一層の改善を図っていただくとお願いいたします。(H29.9)

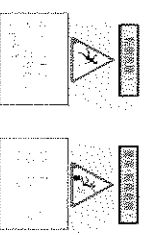
# 労働災害の減少に向けた取組を行いましょう。

(事故の型別対策)

## 転倒災害を防ぎましょう！

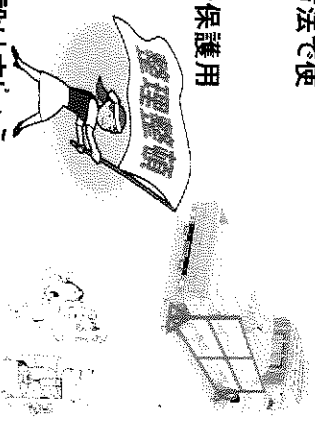
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください **STOP！転倒**  
**「STOP！転倒災害プロジェクト」特設サイト**

- 床の凹凸や段差などをなくし、床面の水、汚れ(油、粉など)は取り除きましょう。
- 物の置き場所を定め、歩行場所には物を放置しないようにし、安全通路を確保しましょう。
- 足元が見えない状態での作業や、ながら(携帯電話を使用しながらなど)歩行をしないようにしましょう。
- 作業に適応した、滑りにくく、安定した履物を着用しましょう。
- 転倒危険場所には、注意喚起のステッカー(見える化)などを貼りましょう。



## 墜落・転落災害を防止しましょう！

- 階段には、手すりや滑り止めを設け、はしご、踏み台、脚立は、正しい方法で使用しましょう。
- 高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
- 高所での作業やトラック荷台上での荷役作業時には、保護帽(墜落時保護用(型式検定合格品))を着用し、あご紐も確実に締めましょう。
- 高所での作業時には、保護帽とともに、安全帯を使用しましょう。



## はさまれ・巻き込まれ災害を防止しましょう！

- 危険な部分には、安全ガード(覆い、蓋、囲いなど)、安全装置などを設けましょう。
- 機械の清掃、異物を取り除く時、調整時などでは、必ず機械を停止してから行いましょう。
- 非常時の作業などでは、機械の運転再開時の合図を定めて、合図してから稼働させましょう。
- フォークリフトなどでは、接触する危険のおそれがある場所への労働者の立入を禁止しましょう。

## 腰痛災害を防止しましょう！

- 重量物取扱い作業等の腰部に著しい負担のかかる作業については、作業の全部又は一部の自動化を推進しましょう。また、自動化が困難な部分は、運搬物の軽量化を行う、一部機械化する(負担を減らす台車等の補助器具や道具、介護・看護作業等においては福祉用機器を導入する。)など、省力化を図りましょう。
- 重量物を持ち上げる、移動介助などの作業をするときは、できるだけ身体を対象物、介助対象者に近づけて、重心を低くするような姿勢を取りましょう。
- 重量物取扱い作業、介護・看護作業等の腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対し、適宜、筋疲労回復、柔軟性、リラクセーションを高めることを目的として、腰痛予防体操を実施しましょう。
- トラック等の貨物自動車等運転作業について運転者の過労防止のために、勤務時間や乗務時間に係る基準を策定し、連続運転時間では4時間を超えないよう定めましょう。また、適宜、小休止・休息を取らせ、車両から降りてストレッチングなどを行わせましょう。

## 交通労働災害を防止しましょう！

- 疾病、疲労、飲酒等で安全な運転ができないおそれがないか、運転業務を開始させる前に点呼によって確認し、結果を記録しましょう。
- 交通安全情報マップ(警察等からの交通事故発生状況、交通事故の危険を感じたヒヤリ・ハット事例等)に基づいた、危険な個所、注意事項を示した地図)を作成し、配布・掲示等を行いましょう。
- 自動車(原動機付き自転車含む)の走行前の点検を行います。